

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 主文

本件請求のうち、和歌山県立A高等学校元校長に対する退職手当の支払に関するものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第2項に規定する要件を欠き不適法であるため、これを却下する。

本件請求のうち、同学校前教頭に対する給与等の支払に関するものについては、請求人の主張に理由がないので、棄却する。

第2 監査請求

1 請求人

省略

2 請求書の提出年月日

令和8年8月12日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

（項目番号の表記を変更したほかは、原文のまま記載した。）

（1）請求の趣旨

ア 請求の趣旨

（ア）監査を求める対象

請求人は、和歌山県監査委員に対し、次の各行為が地方自治法第242条第1項にいう公金の支出に関する違法又は不当な行為に該当すると考えることから、同条に基づき監査を求めるとともに、必要な措置を講ずることを請求するものである。

（イ）元校長への退職手当支給

和歌山県教育委員会が、虚偽無印公文書作成等の重大な非違行為が強く疑われる和歌山県立A高等学校元校長に対し、懲戒免職相当の非違行為の有無を明らかにしないまま、全額の退職手当を支給した行為について監査を求める。

（ウ）前教頭への給与支給

和歌山県教育委員会が、同様に重大な非違行為が強く疑われる和歌山県立A高等学校前教頭に対し、懲戒処分の要否を十分に検討しないまま、通常どおり給与、給料及び期末手当並びに勤勉手当を支給している行為について監査を求める。

（エ）求める措置

監査の結果、元校長及び前教頭の行為が虚偽無印公文書の作成及び行使に該当し、少なくとも懲戒免職等処分を受けるべき重大な非違行為であったと認められる場合には、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

元校長に対して支給した退職手当について、支給制限又は不支給該当

性を審査し、必要に応じて全部又は一部の返還を請求すること

前教頭について、懲戒処分の要否を改めて検討し、その結果に応じて
給与支給の適否や手当支給制限等の措置を講ずること

(オ) 再発防止

いじめ重大事態に関する公文書の作成、保存及び検証の在り方について、必要な改善措置を講ずるよう併せて勧告されたい。

イ 対象行為

(ア) 元校長に対する退職手当支給

和歌山県教育委員会が、令和7年3月末をもって退職した和歌山県立 A 高等学校元校長に対し、退職手当を支給した行為である。

(イ) 前教頭に対する給与支給

和歌山県教育委員会が、和歌山県立 A 高等学校前教頭を令和7年度以降も在職させ、令和8年7月現在に至るまで、通常どおり給与、給料及び期末手当並びに勤勉手当の支給を行っている一連の行為である。

(ウ) 財務会計行為であること

これらはいずれも、和歌山県の財務会計行為として、地方自治法第242条第1項にいう公金の支出に該当する。請求人は、本件において、元校長及び前教頭が、本件いじめ重大事態に関する人権委員会議事録等について虚偽無印公文書の作成・行使に該当する重大な非違行為を行ったにもかかわらず、和歌山県教育委員会がその有無を明確にせず、懲戒免職相当の非違行為があったかどうかを前提とした退職手当の支給制限・不支給や給与支給の見直し等の検討を十分に行うことなく、上記(ア)及び(イ)の財務会計行為を行っている点に、重大な違法又は不当があると考ええるものである。

ウ 事案の経過

(ア) いじめ事案の発生

令和5年7月末頃、生徒間のいじめ事案が発生し、和歌山県立 A 高等学校（以下「当該高等学校」という。）は生徒及び保護者からの訴えを受けて対応を開始した。

(イ) 初動対応の不備

請求人は最初の相談から、「いじめの可能性があるので、事実確認をしてほしい」と当該高等学校及び教育委員会に対して訴えていたにもかかわらず、学校側は「時間がかかるから」との理由で、関係生徒のやり取りが記録された LINE の調査など客観的証拠の収集を行わなかった。関係生徒への聞き取りについても、その内容の真偽や整合性を検証することなく、「対象生徒にも問題があった」として事実関係を十分に確認しないまま片づけ、いじめ防止基本方針に沿った組織的対応をとることなく、専門的な知見もない一教員の独断により「いじめではない」と説明

した。このような初動対応の不備が、その後の事態の深刻化と長期化を招いたと請求人は考えている。

(ウ) 生徒間トラブル扱い

本件はいじめ防止対策推進法上の「いじめ重大事態」に該当すると考えられるにもかかわらず、当該高等学校は長期間にわたりこれを「生徒間トラブル」としてのみ取り扱い、重大事態としての正式な報告や、第三者的な調査委員会の設置等を行っていなかった。

(エ) 人権委員会議事録の提出

しかし、被害生徒の欠席が長期化し、転校を余儀なくされたため、「今からでもいじめとして対応してほしい」と請求人が訴えると、一転して「いじめ対応と、学校に戻れる対応はしていた」と教育委員会に説明を行い、その根拠として人権委員会議事録などの資料を提出した。これらの文書は「人権委員会を計 11 回開催し、そのすべてに事務長が出席した」旨などが記載されていた。

(オ) タスクフォース弁護士への提示

当該文書は、令和 6 年 9 月 12 日、和歌山県タスクフォースの弁護士に提示され、学校が組織的に対応していたかを評価する資料として用いられた。

(カ) 議事録不存在の説明

請求人が令和 6 年 9 月 4 日に議事録の開示を求めた際、校長は「議事録はない」「メモ書きしかない」「整理しないと見せられない」と説明した。

(キ) 教育委員会の指導後に作成

その後、教育委員会は、会議を開いていたのであれば事後的に議事録を作成してはどうかとの趣旨の指導を行い、校長及び教頭は議事録を作成した。しかし、当該指導はあくまで「会議を開いていたのであれば」という事実の存在を前提とするものであり、実際には開催されていない会議について事後的に議事録を作成することまで容認したものではない。それにもかかわらず、本件では、人権委員会としての会合自体の実態が乏しいにもかかわらず議事録が作成されている疑いが強いと認められる。

(ク) 開示公文書の入手

請求人は令和 6 年 11 月 8 日、情報公開請求により関係公文書の開示を受けた。この段階において、会議の開催日や出席者などの時系列や対象者の記載に不自然な点があり、実際の経過と整合しない箇所が存在するとの疑問は抱いたものの、単なる事務的過誤なのか、意図的な改ざん・虚偽記載なのかを判断するに足る証拠はなく、また本件についていじめ重大事態としての調査委員会も設置されていなかったことから、故意に

よる虚偽記載の有無を客観的に判断できる状況にはなかった。

(ケ) 調査報告書の開示

和歌山県教育委員会は、令和7年7月4日付で本件いじめ事案に関する調査報告書を作成し、請求人に開示した。請求人は同報告書と、前記令和6年11月8日開示の学校公文書と照合した結果、人権委員会の時系列や出席者の記載等について一層顕著な齟齬が認められたことから、当該人権委員会議事録等が虚偽公文書であるとの疑いを強く抱くに至った。加えて、調査報告書における前教頭による説明内容には、事実関係の面で辻褃の合わない点が多く、いじめ重大事態に対する学校としての対応について、誠実かつ真摯に説明しているとは評価し難い状況であった。

(コ) 追加調査で判明した点

教育支援課長による追加調査の結果、事務長は人権委員会と称される会合に一度も参加していなかったこと、その他の教職員も当該会合を人権委員会の会議として認識しておらず、校内で共有されていたのも「いじめ問題」ではなく「生徒間トラブル」であったことなど、人権委員会自体の実態が伴わないことが、教育委員会自らによって把握されたものと認められる。

(サ) 前教頭証言

令和7年10月3日、前教頭は、請求人との面談の場で、事務長を出席者に入れることについて「事務長はどうしましょう」校長に確認し、校長が「入れておいてよい」と返答した旨を述べた。また、前教頭は、事務長を出席者と記載した理由について、「人権委員会は大体校長室で行っていたので、事務長さんは隣の部屋にいた。そのため出席者とした」旨の説明をした。しかし、隣室にいたというだけで、実際の会合に参加もしていない事務長を、あたかも全ての会合に出席したかのように出席者欄に記載することは到底正当化できず、むしろ元校長及び前教頭の明確な認識と指示に基づく虚偽記載であったことを裏付ける事情であるといえる。この前教頭の証言により、請求人は、当該公文書が単なる記載ミスではなく虚偽無印公文書に該当すると確信するに至った。当該高等学校が作成したいじめ防止基本方針には、人権委員会を構成するメンバーとして「事務長」が明記されている。すなわち、元校長は、タスクフォース弁護士に対し当該高等学校の対応が「組織的ないじめ対応」であったと評価させるため、人権委員会が防止基本方針に基づき正規に組織されたものであるかのように見せようとし、その一環として、本来参加していない事務長を故意に出席者として記載したものと判断するに至った。

(シ) 退職手当と給与支給

和歌山県立A高等学校元校長は、令和7年3月末をもって退職し、和歌

山県教育委員会は元校長に対して退職手当を支給した。和歌山県立A高等学校前教頭はその後も当該高等学校に在職し、令和7年度以降、令和8年7月現在に至るまで、和歌山県教育委員会から通常どおり給与（給料及び期末手当・勤勉手当）の支給を受けている。

（ス）刑事告発

請求人は、前記令和7年10月3日の前教頭の発言を受けて、元校長及び前教頭が、自らに責任が及ばないようにする意図の下で人権委員会議事録等の記録を作成し、これを和歌山県タスクフォースの弁護士に提示したものと判断するに至った。このため請求人は、元校長及び前教頭の行為が刑法第156条の虚偽公文書作成等の罪並びに同法第158条の虚偽公文書行使等の罪に該当すると考え、和歌山西警察署担当課に対し兩名を被疑者とする刑事告発を行った。その結果、令和7年12月25日付で同告発は受理されている。このことは、本件が単なる記録上の不備にとどまらず、刑事手続の対象として正式に扱われる程度の重大な疑義を含む事案であることを示すものである。

（セ）不正行為等通報への対応

請求人は、令和8年3月19日、和歌山県教育委員会の不正行為等通報窓口に対し、当該高等学校において虚偽公文書の作成が行われているとの通報を行った。しかし、総務課は同年3月27日付で、「本件は担当課において従前より対応しているため、不正行為等通報としては不受理とする」と回答し、不正行為の有無や調査内容、その結果については一切明らかにしていない。

（ソ）顧問弁護士への相談と結果の開示

和歌山県教育委員会は、当該人権委員会議事録等が虚偽公文書に当たるとかどうかについて顧問弁護士に相談している旨を請求人に説明したが、その判断内容や理由については「開示しない」と述べ、請求人に一切示していない。

エ 監査請求期間との関係

（ア）形式的には期間が問題となり得ること

元校長への退職手当支給行為及び前教頭への給与支給行為の一部は、形式的には地方自治法第242条第2項の1年の期間制限が問題となり得る。

（イ）当初は故意を把握できなかったこと

請求人が令和6年11月8日に開示を受けた人権委員会議事録等の関係公文書から直ちに認識し得たのは、記載内容に不自然さや時系列上の齟齬があるという疑問にとどまるものであった。この時点では、それが単なる記載上の誤りや事務処理上の不備ではなく、元校長及び前教頭が意図的に虚偽の内容を記載し、真正な公文書として外部に行使したもので

あると判断するに足る客観的事実が明らかではなかった。

(ウ) 決定的事実が明らかになった時点

これに対し、令和 7 年 10 月 3 日に行われた面談の場において、前教頭は、「『事務長はどうしましょう』と校長に確認し、校長が『入れておいてよい』と返答した」との趣旨の発言をした。この発言により、事務長が実際には出席していないことを認識しながら、元校長及び前教頭が相互に確認のうえ、意図的に出席者欄へ記載したことが具体的に判明した。

(エ) 正当な理由

6 したがって、請求人が本件について監査請求をするに足る程度に、虚偽公文書の作成及び行使が元校長及び前教頭の故意に基づくものであると客観的に把握し得たのは、令和 7 年 10 月 3 日の前教頭発言を契機とするものである。請求人はその後 1 年を経過しないうちに本件監査請求を行うものであるから、仮に形式上 1 年を経過する部分があるとしても、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書にいう正当な理由がある。

オ 非違行為の内容と評価

(ア) 対象文書

本件において問題とする公文書は、当該高等学校が本件いじめ事案に関する校内対応の経過及び内容を示すものとして作成し、和歌山県教育委員会に提出した人権委員会議事録、会議録、報告書その他これに類する文書一切である。これらの文書は、県立高等学校の校長及び教頭が、その職務として本件いじめ事案への対応状況を記録し、県教育委員会に報告する目的で作成したものであるとともに、和歌山県タスクフォースの弁護士に提示され、当該高等学校におけるいじめ対応が組織的かつ適切に行われていたか否かを判断するための重要な資料として用いられたものである。とりわけ、本件では、タスクフォース弁護士への相談及び関与を求めたのは当該高等学校の校長であり、和歌山県立 A 高等学校元校長は当該高等学校への赴任直前まで県教育庁学校教育局局長の職にあって、いじめ対応及びタスクフォースの運用に関与していた立場にあった。このような経歴に照らせば、元校長は、いかなる種類及び形式の資料を提示すれば「学校として組織的にいじめ対応を行っていた」との評価を得やすいかについて、一般の校長を上回る知見を有していたものと考えられる。

(イ) 虚偽性

当該人権委員会議事録等には、「人権委員会を 11 回開催した」「そのすべてに事務長が出席した」旨の記載がされている。しかしながら、教育支援課長による追加調査の結果、事務長は当該会合に一度も参加していなかったことが把握されている。

(ウ) 会議の実態との齟齬

当該会合は、実態としては人権委員会としての明確な自覚を伴うものではなく、生徒間トラブルの情報共有にとどまっていた疑いが強い。

(エ) 教育委員会への報告内容との不整合

仮に、当該高等学校において一定の情報共有が行われ、それが学校側のいう「いじめ対応」に当たると評価し得る余地があるとしても、そのことは当該高等学校が教育委員会に対して行った報告内容とは整合しない。当該高等学校は令和6年4月、教育委員会に対し「いじめの認知件数0件」と報告している。しかし、本件事案について一定の情報共有又は対応が行われており、それを「いじめ対応」と位置付けるのであれば、この報告自体が事実と異なることとなり、結果として、いじめの存在を外部に示さない隠ぺいの取扱いとなっていたと評価せざるを得ない。また、当該高等学校から本件事案の経緯等について教育委員会に提出された複数の報告を比較すると、報告を重ねるごとに人権委員会の開催回数が増加し、会議において協議したとされる内容も変化し、当初の文書には記載のなかった事務長が後の文書では一律に出席者として加えられるなど、時系列及び内容の整合性を欠く点が増大している。いじめ認知件数を「0件」と報告している一方で、後日の文書上では多数回の人権委員会開催や組織的対応があったかのような記載が付け加えられていることは、本件の校内対応が実際以上に適切であったかのような外形を事後的に作出する意図が働いた可能性を示すものであり、虚偽公文書作成の疑いを一層強める事情である。

(オ) 故意性

前教頭証言によれば、事務長の記載について校長と確認のやり取りがあった。この点は、少なくとも出席者欄に関する故意を強く示している。

(カ) 行使

これらの文書は、教育委員会及びタスクフォース弁護士に提示され、真正な資料として用いられた。

(キ) 財務会計行為との関係

このような重大な非違行為が疑われるにもかかわらず、教育委員会がその有無を曖昧にしたまま、元校長に退職手当を支給し、前教頭に給与を支給し続けている点に問題がある。

カ 結語

(ア) 問題の核心

本件はいじめ重大事態に関する人権委員会議事録等について、和歌山県立A高等学校元校長及び前教頭による虚偽無印公文書の作成及び行使が強く疑われる事案であるにもかかわらず、和歌山県教育委員会がその虚

偽性及び関係職員の責任の在り方について明確な判断を示さないまま、元校長に退職手当を支給し、前教頭に給与を支給し続けている点に問題の核心がある。

(イ) 判断未了の問題

退職手当の支給制限及び給与支給の適否に関する判断は、本来、当該職員の行為が懲戒免職等処分を受けるべき非違行為に当たるかどうかという事実認定を前提として行われるべきである。ところが、その前提となる虚偽公文書作成の有無自体が、現在に至るまで県として明確にされていない。

(ウ) 財務会計上の疑義

以上の事情に鑑みれば、和歌山県教育委員会による元校長への退職手当支給行為及び前教頭への給与支給行為は、退職手当条例及び懲戒関係法令の趣旨に照らし、違法又は少なくとも著しく不当な財務会計行為である疑いが強い。

(エ) 先送りの弊害

また、和歌山県教育委員会が、当該公文書の虚偽性及び関係職員の責任の有無について明確な結論を示さないまま判断を先送りしてきたことにより、本来であれば早期に収束し得た問題について、追加確認、再説明、関係者対応及び内部検討が反復され、調査及び処分判断に余分な時間と労力を要する状態が継続している。このような対応は、行政運営の効率性を損ない、県の人的資源の不必要な費消を招いている疑いがあり、財務会計上の適正確保の観点からも看過し難い。

(オ) 監査でまず求めること

よって請求人は、和歌山県監査委員に対し、まず、本件人権委員会議事録等が虚偽無印公文書に該当するか否か、また元校長及び前教頭の行為が懲戒免職相当の非違行為に当たるか否かについて、関係資料及び教育委員会内部の調査経過も含め、独立した立場から慎重かつ公正に検証し、その判断を明らかにされるよう求める。

(カ) その後に求める措置

そのうえで、もし監査委員において、元校長及び前教頭の行為が虚偽無印公文書の作成及び行使に該当し、少なくとも懲戒免職等処分を受けべき重大な非違行為であったと認められる場合には、元校長に対する退職手当支給行為及び前教頭に対する給与支給行為が、違法又は著しく不当な財務会計行為に当たるかどうかを審査し、その結果に応じて退職手当の支給制限、返還請求や給与支給の見直し等、必要な措置を講ずるよう関係機関に勧告されることを強く求める。

以上

(2) 添付された事実証明書

ア A 高等学校作成 人権委員会議事録 令和6年11月8日開示
イ A 高等学校作成 【学校の対応】 令和6年11月8日開示
ウ A 高等学校作成 【■年■組での経緯】 令和6年11月8日開示
エ 文化祭でのクラスの取組における生徒間トラブルについて（報告）
オ 「A 高校いじめ事案」
カ 請求人作成 検証まとめ
キ 請求人作成 「担任（B）の電子メモに対する所見書」
ク 請求人作成 「副担任（C）のノートに対する所見書」①
ケ 請求人作成 「副担任（C）のノートに対する所見書」②
コ 教育支援課 D 前課長による追加調査 20260209（資料）
サ 教育支援課 D 前課長による再確認資料 20260227（再確認資料）
シ 調査報告書 令和7年7月4日

第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年8月19日に受理を決定した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

元校長に対する退職手当の支払及び前教頭に対する給与等の支払について、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するのかを監査の対象とした。

なお、請求人による陳述時に提出された「追加意見陳述書」において、和歌山県教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）が調査に要した費用等の支払などに関して新たに監査を求める事項については、あくまで陳述は上記第3で受理した請求書の内容を補足・説明する場であることから、本件請求に係る監査の対象外とする。

2 監査対象機関

教育委員会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和8年9月4日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第8項の規定に基づき、教育委員会事務局の職員の立会いを認めた。

請求人から証拠資料として、「住民監査請求 監査委員宛て 請求の経緯とお願い」、「追加意見陳述書」、「教育委員会不正行為等通報制度の運用に関する補足意見書」、「不正行為等通報に係る『調査済・不受理』の理由説明」、「不正行為等通報 過去5年間の不受理の理由分類」、「令和7年10月3日 前教頭 証言書き起こし」及び「令和8年2月3日、17日 D 課長 通話書き起こし」が提出された。

（1）陳述の主な内容

令和 6 年 11 月の公文書開示後、その内容に不自然な点や事実と異なる点が多いと感じたため、教育委員会を通じて学校に対し、やっていないことはやっていないと認めて誠実に対応してほしい、事実と異なる説明をしないで欲しいと伝えてきた。

それにもかかわらず、学校は当時のメモをそのままプリントアウトしたものであるとの主張を変えなかった。

調査報告書の完成後、前教頭及び関係教職員への追加調査により、当時、いじめではなく、「クラス内での生徒間トラブル」として情報共有され、職員会議で報告されていた実態が明らかになった。

また、実際には会議体を成していないにもかかわらず、会議を開催していたと見せかけるための議事録が作成された。元校長の指示により前教頭が「人権委員会」や「いじめ事案について」という議題や事務長を出席者として議事録に書き加えていたことが判明した。

教育委員会事務局はこれだけの事実が明らかになっているにもかかわらず、処分どころか説明責任すら十分に果たしていない。教育委員会に不正を自ら是正しようとする姿勢があるのか、また、教育委員会の体質が教職員の不適切ないじめ対応や不正行為等を生む要因となっているのではないかという強い疑問を抱かざるを得ない。

今回の請求は、学校や教育委員会との対立や追及それ自体を目的として行っているものではない。今後同様の事案が再発することを防止するために、財務会計上の観点からも、学校の令和 5 年と令和 6 年度の対応及び教育委員会がそれに対し適切な協議や判断を行っているかを審査することを目的としている。

監査委員においては、本件を一過性の個別事案としてではなく、将来の県の行政運営、財政の適正、そして生徒の安全にかかわる問題として受け止めていただき、実効性のある判断をしていただきたいと考えている。

4 監査委員監査の実施

教育委員会事務局に対し、令和 8 年 9 月 9 日に地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づく監査委員監査を実施した。

第 5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から、次の事項について確認した。

- (1) 元校長に対する退職手当については、職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年和歌山県条例第 57 号）及び職員の退職手当の支給に関する規則（昭和 42 年和歌山県人事委員会規則第 13 号）に基づき、令和 7 年 4 月 30 日に支払われている。
- (2) 前教頭に対する給与等については、教育職員の給与に関する条例（昭和 28

年和歌山県条例第 52 号。以下「給与条例」という。)に基づき支払われている。

- (3) 懲戒処分については、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和 27 年和歌山県条例第 2 号)において定めがある。

また、和歌山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)独自で「懲戒処分の指針」を定めており、指針において、「公文書の偽造(公文書を不正に作成し、使用した場合)」は免職又は停職、「虚偽報告(事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合)」は減給又は戒告、「不適正な事務処理(事務処理に著しく適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を与える等した場合)」は停職、減給又は戒告とされている。

- (4) 元校長及び前教頭は懲戒処分を受けていない。

- (5) 令和 7 年 7 月 4 日付け和歌山県教育庁調査組織による「調査報告書」38 頁には、「(対象生徒保護者に)開示予定の資料には、当調査組織の調査の結果、事実と異なる内容も含まれていた」と、同報告書 54 頁には、「議事録が作成されている令和 5 年度の人権委員会が、記載通りの日時・参加者によって開催されたのか、記載通りの議題が協議され決定されたのかについては、大いに疑問が残るところであり、当該校が、自校のいじめ防止基本方針で定めている組織対応を行ったとは到底評価できない。」と記載されている。

2 監査対象機関の主張の要旨

- (1) 虚偽公文書作成等の非違行為に該当するとの請求人の主張に対する意見

令和 8 年 1 月 25 日に請求人から元校長及び前教頭に対する懲戒処分の検討を求められたことを受けて、懲戒処分に関する事務を担当する教職員課において、調査報告書で「大いに疑問が残るところ」があるとされた議事録等の作成に係る元校長及び前教頭の行為が、懲戒処分の対象となる非違行為であると断定できるか否かを懲戒処分の指針に基づき判断するための調査を行っている。

議事録は、会議当日に作成されたものではなく、「令和 5 年当時に人権委員会を行っていたのであれば、後からでも議事録を作成した方がよい」という教育支援課の助言によって、令和 6 年に作成されたものである。当時から前教頭が事案について随時記録していたメモを元に作成されたものであり、メモに記載された内容について、他に明確に日時や内容を記録しているものがなく、参加者や情報共有者への聞き取りでも正確に記憶している者がいないため、その正確性についての判断は非常に困難であった。

メモに記載された内容について、参加者や情報共有者への聞き取り内容と異なる点は確かに存在するが、作成者である前教頭の記憶違いや書き間違い、前教頭の認識とその他関係者の認識の相違によるものと判断している。その記載が意図的に事実をねつ造する虚偽であると断定することはできなかった。

また、議事録の内容で、確実に事実と異なる部分は事務長が出席者として記載されている点であるが、ねつ造する意図は確認できていない。

教育委員会事務局としては、現時点で判明している事実では、議事録の作成が虚偽公文書作成に当たると断定することができないと考えている。

なお、本事案については、顧問弁護士に相談し、「時系列等が事実と異なる箇所があったとしても、勘違いや書き間違いをすることもあり、虚偽に文書を作成したとまでは言えず、虚偽公文書作成にあたるとまでは判断できない。」との見解を得ている。

(2) 懲戒処分について

調査の結果、現時点では、虚偽公文書作成に当たると断定することができない以上、事実を捏造した「虚偽報告」とも言えない。また、議事録等の作成という事務処理において、事務的な誤記等は認められるものの、記憶違いによる記載ミス域を出ず、「不適正な事務処理」とも認められない。これらにより、懲戒処分の対象となる非違行為とは認められないと判断している。

ただし、請求人による当該職員に対する刑事告発が行われており、今後、警察の調査によって新たな事実が判明する可能性もあるため、懲戒処分の対象となる非違行為であるか検討を継続している段階である。

(3) 元校長に対する退職金及び前教頭に対する給与等の支払について

現時点において、懲戒処分の対象となる非違行為とは認められないため、元校長に対する退職金の支払及び前教頭に対する給与等の支払は適正であると考えている。

第6 監査委員の判断

1 元校長への退職手当の支払について

住民監査請求の請求は、地方自治法第242条第2項において、違法又は不当な公金の支出のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除いて、これをすることができない旨規定されている。

財務会計上の行為である元校長に対する退職手当の支払日は、令和7年4月30日であり、本件請求がなされた時点において、1年を経過している。

しかし、請求人は、本件請求をするに足りる程度に、虚偽公文書の作成及び行使が元校長及び前教頭の故意に基づくものであると客観的に把握し得たのは、令和7年10月3日であるとし、その後1年を経過しないうちに本件請求を行うものであるから、正当な理由があると主張している。

請求期限の経過に正当な理由がある場合について、平成14年9月12日の最高裁判所第一小法廷判決（平成10年（行ツ）第70号・平成10年（行ツ）第69号）では、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をした場合に、正当な理由があ

るものとされている。

また、「相当な期間」について、昭和 63 年 4 月 22 日の最高裁判所第二小法廷判決（昭和 62 年（行ツ）第 76 号）では、財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、4 箇月経過後に提起された監査請求は「正当な理由」があるということとはできないとされている。

仮に、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた時を請求人の主張する令和 7 年 10 月 3 日と解したとしても、本件請求は、9 箇月経過後の令和 8 年 8 月 12 日に提起されており、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできない。

よって、元校長に対する退職手当の支払に関するものについては、請求期間の経過に正当な理由があるとは認められないことから、地方自治法第 242 条第 2 項に規定する要件を欠き不適法である。

2 前教頭への給与等の支払について

請求人は、前教頭がいじめ重大事態に関する人権委員会議事録等について、虚偽無印公文書の作成及び行使を行っている疑いがあるにもかかわらず、教育委員会事務局が懲戒処分を検討しないまま給与等の支払をすることは、違法又は不当な公金の支出に該当する疑いがあると主張しているものと解される。

しかしながら、住民監査請求の対象は、地方自治法第 242 条により、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法又は不当な財務会計上の行為等に限られており、懲戒処分は財務会計上の行為とは言えないので、本来、懲戒処分そのものが監査の対象となることはなく、本件請求において監査の対象となる財務会計行為は、前教頭に対する給与等の支払である。

（1）財務会計行為自体の違法性又は不当性について

職員が給与等の支給を受けることは、支給制限の根拠となるような懲戒処分等を受けない限り、職員の権利とされている。前教頭は、懲戒処分等を受けた事実は認められないから、給与等の支払自体に違法又は不当な点は見当たらない。

（2）財務会計行為の前提となる原因行為の違法性又は不当性について

もっとも、請求人は、本来であれば懲戒処分を受けて支給制限を受けるはずであった給与等が不当に支払われている旨主張していると考えられるので、以下、この点について検討する。

昭和 60 年 9 月 12 日の最高裁判所第一小法廷判決（昭和 55 年（行ツ）第 84 号）は、公金の支出が違法となるのは、「単にそれ自体が直接法令に違反する場合だけではなく、その原因となる行為が法令に違反し許されない場合の財務会計上の行為もまた、違法となる」とし、財務会計の原因となる行為も財務会計行為の違法性を判断する前提としている。

前教頭に給与等が支払われているのは、前教頭に対して懲戒処分を行って

いないことによるものであるから、給与等の支払という財務会計上の行為の原因行為として、教育委員会事務局が、前教頭に対して懲戒処分を行っていないことが違法であるかについて検討する。

ア 任命権者の裁量権について

懲戒処分について、平成2年1月18日の最高裁判所第一小法廷判決（昭和59年（行ツ）第46号）は、「懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、平素から庁内の事情に通暁し、職員の指揮監督の衝に当たる懲戒権者の裁量に任されているものというべきである。すなわち、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を総合的に考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを、その裁量的判断によって決定することができるものと解すべきである」とし、懲戒処分は懲戒権者の裁量であるとしている。

さらに、懲戒処分の違法性について、同判決では、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものであるとしている。

以上のことから、懲戒権者である教育委員会事務局が前教頭に対して懲戒処分を行っていないことについて、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したと認められる場合に、前教頭に対する給与等の支払についても違法又は不当な公金の支出となりうると解される。

したがって、本件請求においては、教育委員会事務局が前教頭に対して懲戒処分を行っていないことが、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したか否かを検討する。

イ 懲戒処分の要否に関する教育委員会事務局の認定・判断について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第1項は、全て職員の懲戒については公正でなければならないとし、同条第3項は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがないと規定しており、同法第29条第1項の規定に該当する場合、当該職員の懲戒処分をすることができる」とされている。

また、教育委員会において、「懲戒処分の指針」を定めており、職員が非違行為を行った場合の標準的な懲戒処分の基準を定めている。

職員に対して懲戒処分をすべきかどうかについては、懲戒権者の裁量に任されており、懲戒処分は職員に科される制裁であることから、慎重な判断の下で実施されるのは当然のことである。

教育委員会事務局の説明によると、現時点で判明している事実では、議

事録等の作成という事務処理において、事務的な誤記等は認められるものの、記憶違いによる記載ミスの域を出ず、「不適正な事務処理」とも認められないとのことである。

しかしながら、調査報告書 58 頁によると、令和 6 年 9 月 12 日に、元校長が弁護士に相談した際に、資料として事実と異なる内容も含まれる議事録等が添えられていたことから、弁護士からは「令和 5 年度の事案は、組織的ないじめ対応がなされ、再発もしていなければ一旦解消と考えてよい」との回答がなされ、「そのため、それ以降の当該校及び県教委の対応は『令和 5 年度に発生した本事案は、いじめとしては解消に至っている』という方針で進められてしまった」と記載されている。

議事録等の内容が、「それ以降の学校や県教育委員会の対応方針が本来なされなければならない方向とは違った方向に向いてしまう」（同報告書 58 頁）原因の一つとなったことを考慮すると、懲戒処分の方針に定める「不適正な事務処理」、つまり、「事務処理に著しく適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を与える等した場合」とも認められないとの判断に疑問がないとはいえないものの、監査した限りにおいて、教育委員会事務局の判断が誤っていると認めるに足る事実を認定するには至らなかった。

いずれにしても、現時点では、教育委員会事務局としては、当該職員の行為が懲戒処分の対象となる非違行為とは認められないとの判断をしつつも、今後、請求人の告発による警察の調査によって新たな事実が判明する可能性もあるため、懲戒処分の対象となる非違行為であるか検討を継続している段階であるとのことである。

これらのことから判断すると、現時点において、教育委員会事務局が、前教頭に対する懲戒処分の要否に係る認定判断を行っていないことには、一定の合理性が認められる。

したがって、教育委員会事務局が前教頭に対して懲戒処分を行っていないことが、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したとは認められず、懲戒処分を受けていない前教頭に対し、給与条例に基づいて給与等の支払をすることは、違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がない。